

企業立地優遇制度の見直しについて

(石狩市企業立地促進条例及び石狩市グリーンエナジーデータセンター立地促進条例の改正)

【改正の背景】

市では、これまで企業立地促進条例において重点誘致業種の拡大やデータセンター誘致に特化した条例の創設など、刻々と変化する社会・経済情勢を踏まえ、戦略的な企業誘致を推進してきたところです。このたび、一層の企業立地の誘導と新港地域全体の活性化を図るとともに、近隣自治体に対する均衡ある競争力を維持するため、優遇制度の見直しを行います。

石狩市企業立地促進条例

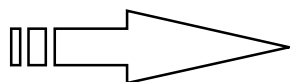
変更点	改正案のポイント
増設を課税免除対象とする。	新港地域への新たな企業立地の誘導に加え、既存の操業企業における設備投資の促進と市域外への移転防止を図るため、増設時の支援制度を設ける。
課税免除期間を2年から3年に変更する。	近隣自治体との均衡を図り、一層の企業進出を促進するため、新設、増設ともに課税免除期間を3年間に引き上げる。
課税免除限度額を設ける。	市財政への影響などを考慮し、これまで限度額を設けていなかった課税免除について、新たに限度額を設ける。
対象地域を変更する。	企業誘致施策の選択と集中を図るため、港湾背後の工業団地を優遇制度の対象地域とする。

石狩市グリーンエナジーデータセンター立地促進条例

変更点	改正案のポイント
投資要件を引き上げ、雇用要件を引き下げる。	大規模データセンターは、投資が大きいものの雇用形態が多様化しているケースがあるため、こうした企業立地のケースにも柔軟に対応できるよう、投資要件と雇用要件を見直す。
再生可能エネルギー利用設備・機器への助成を投資額の1/2とする。	設備・機器の導入を促進するため投資要件を緩和するとともに、助成額を投資額の一定割合に変更する。
対象地域を変更する。	企業誘致施策の選択と集中を図るため、港湾背後の工業団地を優遇制度の対象地域とする。

石狩市企業立地促進条例

【現行】



【改正案】

対象地域

対象地域

新港西 1 ~ 3 丁目、新港中央 1 ~ 4 丁目、
新港南 1 ~ 3 丁目、新港東 1・2・4 丁目

対象地域

新港西 1 ~ 3 丁目、新港中央 1 丁目（ふ頭用地を
除く）、2・3 丁目、新港南 1 ~ 3 丁目、新港東
1・2 丁目

新港中央 1 丁目のうちふ頭用地及び新港中央 4
丁目、新港東 4 丁目を対象地域から除く。

新設

対象要件

土地を除く固定資産評価額 5,000 万円以上
雇用 5 人以上
立地可能な全業種

対象要件

土地を除く投資額 5,000 万円以上
雇用 5 人以上
立地可能な全業種（データセンター事業者を除く）
建物を取得すること
これらの要件に準ずると認める場合を含む

課税免除 2 年間、100% 免除

固定資産税・都市計画税（土地を除く）
（ただし、下記の重点誘致業種は土地を含む免除）
〔重点誘致業種〕

自動車関連 機械金属関連
医薬品・バイオ関連
情報関連 食料品関連
物流関連 リサイクル関連
エネルギー関連

課税免除 3 年間、100% 免除

固定資産税・都市計画税（土地を除く）
（ただし、下記の重点誘致業種は土地を含む免除）
〔重点誘致業種〕

自動車関連 機械金属関連
医薬品・バイオ関連
情報関連 食料品関連
物流関連 リサイクル関連
エネルギー関連

対象要件

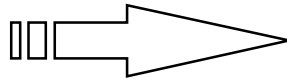
土地・建物の合計取得額 2 億円以上
雇用 5 人以上
企業立地計画承認事業者

課税免除 3 年間、100% 免除

固定資産税・都市計画税（土地を含む）

課税免除限度額：各年度 1 億円

【現行】



【改正案】

増設

制度無し

対象要件

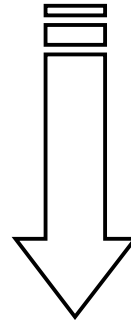
土地を除く投資額3,000万円以上
立地可能な全業種（データセンター事業者を除く）

課税免除 3年間、50%免除

固定資産税・都市計画税（土地を除く）

設備投資は既存の建物1棟につき1回限り

課税免除限度額：各年度1億円



上記の対象要件に加え、以下の
対象要件を満たす場合

対象要件

- ・雇用3人以上
- ・建物を取得すること

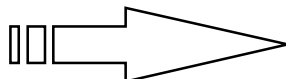
課税免除 3年間、100%免除

固定資産税・都市計画税（土地を除く）

課税免除限度額：各年度1億円

石狩市グリーンエナジーデータセンター立地促進条例

【現行】



【改正案】

対象地域

対象地域

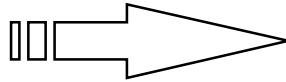
新港西1～3丁目、新港中央1～4丁目、
新港南1～3丁目、新港東1・2・4丁目

対象地域

新港西1～3丁目、新港中央1丁目（ふ頭用地を
除く）、2・3丁目、新港南1～3丁目、新港東
1・2丁目

新港中央1丁目のうちふ頭用地及び新港中央4
丁目、新港東4丁目を対象地域から除く。

【現行】



【改正案】

新設

対象要件

土地・建物の合計取得額 2 億円以上
雇用 5 人以上
企業立地計画承認事業者
再生可能エネルギーを利用したデータセンターを設置する事業者

課税免除 5 年間、100% 免除

固定資産税・都市計画税
(一部の償却資産を除き土地を含む)

再生可能エネルギー利用設備・機器への助成
限度額 5,000 万円

対象要件

土地を除く投資額 10 億円以上
雇用要件なし
建物を取得すること
データセンター事業者
これらの要件に準ずると認める場合を含む

課税免除 5 年間、100% 免除

固定資産税・都市計画税 (土地を含む)
ただし償却資産の課税免除は 3 年間

再生可能エネルギー利用設備・機器への助成
投資額の 1/2 (限度額 5,000 万円)
1 事業者につき新設時に 1 回限り

増設

制度無し

対象要件

土地を除く投資額 6 億円以上
雇用要件なし
建物を取得すること
データセンター事業者

課税免除 3 年間、100% 免除

固定資産税・都市計画税 (土地を除く)

建物を取得せずデータセンター事業を行う
事業者 (新設、増設が対象)

制度無し

対象要件

土地を除く投資額 3 億円以上
雇用要件なし
データセンター事業者

課税免除 3 年間、50% 免除

(固定資産税 新設若しくは増設されたデータセンター 1 棟につき 1 事業者 1 回限り)